



よくまなび よくあそび
～ 人生を拓く力の育成 ～
まなび いっぱい
やさしさ いっぱい
げんき いっぱい

発行責任者 校長 田中 敏則

負ける練習

運動会が終わりました。子どもたちは、一生懸命に走り、団体競技に取り組み、表現運動を披露してくれました。

紅白対抗リレーも復活しました。選抜された選手たちが颯爽と走ります。一年で一番輝くことができる時、という子もいるかもしれません。50m走、80m走、100m走も、楽しみにしている子も多いと思います。予想通りトップでゴールした子、去年よりも順位を上げた子もいたと思います。一方で、どうしても走るのが苦手という子がいるというのも事実です。そのため、恥ずかしい思いや悔しい思いをさせたくないの徒競走はやらないという学校もあるそうです。どちらが正解かわかりませんが、本校では自己肯定感や自尊感情を高める一つの場と考え、競技の一つとして取り入れています。



書家であり詩人である、相田みつをさんの作品に、「負ける練習」という詩（『一生感動 一生青春』文化出版局）があります。その一部を紹介します。

負ける練習

柔道の基本は受身

受身とは投げ飛ばされる練習 人の前で叩きつけられる練習

人の前でころぶ練習 人の前で負ける練習です。

つまり、人の前で失敗をしたり 恥をさらす練習です。

自分のカッコの悪さを多くの人の前で ぶざまにさらけ出す練習
それが受身です。

（中略）

長い人生には カッコよく勝つことよりも ぶざまに負けたり

だらしく恥をさらすことのほうが はるかに多いからです。

だから柔道では 初めに負け方を教える

しかも、本腰を入れて 負けることを教える

その代わりに ころんでもすぐ起き上がる 負けてもすぐ立ち直る

それが受身の極意 極意が身につけば達人だ



このあと、「頭と体のやわらかいうちに受身をうんと習っておけ。受身さえ身につけておけば何回失敗してもすぐ立ち直ることができるから」と続きます。そして、「負け方や受身のほんとうに身についた人間が、世の中の悲しみや苦しみに耐えて、ひと（他人）の胸の痛みを心の底から理解できる、やさしい暖かい人間になれるんです」と。

子どもたちの将来は、先を見通すことが難しい困難な時代になると言われています。だからこそ、「成功体験」ばかりでなく、「負ける練習」も体験して、耐える力を身につけ、負けない方法や失敗しない方法を考え工夫する…。そんな経験をしておくことも大切なのかもしれません。

もちろん、子どもが困っていること、悩んでいることに目を向け、耳を傾け、助言をし、励ましてあげることが大切です。それが大人の役割だと思います。

特色のある取り組み ～地域の活力を生かす～

本校の学区には、市川駅周辺の商店街があり、北越製紙の工場や京葉ガスの本社があります。また、防災公園もありますし、江戸川の河川敷もあり自然にも恵まれています。そして、労を惜しまず協力をしてくれる地域の方々がたくさんいらっしゃいます。

この恵まれた学区や周辺地域の人材や環境資源を生かし、コロナ禍であっても、町たんけん、市内探訪、米作り、サツマイモ栽培、虫取り、昔あそび、お琴クラブ、縄文体験、芸術鑑賞会など、体験重視の学習をおこなうことができます。

「本物を見てみよう」「本物に触れてみよう」「実際に体験してみよう」と、学びの中に「体験活動」をたくさん取り入れていることは、大洲小学校の特色のある取り組みの一つといえると思います。

今年度も、コロナの感染対策をしっかりと講じたうえで、地域の資源を活用し、できるだけ多くの体験学習を行いたいと思います。



連絡事項

マスクの着脱について

市川市の「新たな学校生活スタイルガイドライン」が改訂されました。また、それに伴う「マスクの着脱について」の市教育委員会からの文書とあわせ、教育委員会のホームページに掲載されています。学校ホームページの「お知らせ欄」からも見るすることができます。

マスクを必要としない場合は、

◆登下校中

- ・身体的距離を確保し、会話を控えることが望ましい。

◆屋外での運動時（体育、運動部活動等の運動時）

◆屋外での休み時間

- ・密集する遊びや長時間接触する遊びは避ける。

◆体育館での運動時

- ・二方向の窓を開けるなど換気を十分に行う。 ・近距離での会話を控える。

◆その他、十分な身体的距離が確保できる場合

となっています。

学校では、熱中症などの健康被害を第一に考えて、積極的にマスクを外すよう対応してまいります。

大洲小ホームページについて

学校ホームページは、子どもたちの活動の様子など、学校だよりには掲載しきれないタイムリーな様々な情報を発信しています。一度ご覧ください。

<https://ichikawa-school.ed.jp/ohsu-sho/>



自転車保険について

千葉県では、「千葉県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の改正により、令和4年7月1日から自転車損害賠償保険等（自転車保険）への加入が義務となります。

※ホームページの「お知らせ欄」に自転車保険義務化啓発チラシを掲載しました。

チラシの裏面にある「自転車保険加入確認チェックシート」で、ご確認ください。